

●香川県公安委員会告示第1号

平成16年香川県公安委員会告示第8号（道路交通法の規定による取消処分者講習を行わせる機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日	名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日
略				略			
讃岐煉瓦株式会社 観音寺市有明町6番6号 川崎隆三郎	略			讃岐煉瓦株式会社 観音寺市有明町6番6号 川崎隆三郎	略		
株式会社高瀬自動車学校 <u>三豊市高瀬町大字下勝間 680番地の3</u> 藤田修司	高瀬自動車学 <u>校</u> 三豊市高瀬町 大字下勝間 <u>680番地の3</u>	取消処分者 <u>講習</u>	<u>令和4年3 月1日</u>				